

教生学第 376 号
平成 29 年 8 月 2 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一

海水浴等に伴う事故防止について (通知)

このことについては、平成 29 年 6 月 27 日付け教生学第 275 号通知により、海水浴等に伴う事故の未然防止に万全を期すよう、児童生徒に対する指導をお願いしてきたところですが、過日、渡島管内の福島町において、遊泳中の高校生が死亡する事故が発生しました。

道内においては、昨年度も、夏季休業に入った同時期に、後志管内小樽市で遊泳中の高校生が死亡する事故が発生しており、こうした痛ましい事故が繰り返し発生していることは極めて憂慮すべき状況にあります。

今後、気温の上昇に伴い、児童生徒が海水浴場に出向いたり、水辺で活動したりする機会が増加することから、海や河川等における水難事故の発生が懸念されます。

については、次の事項を参考として、児童生徒の水難事故防止に万全を期すよう、改めて指導願います。

記

- 1 海での遊泳については、海水浴場に指定されていない場所や遊泳禁止場所では、絶対に行わないよう指導すること。
- 2 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びなどに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行することや、危険な場所には絶対に立ち入らないことについて指導を徹底するとともに、事前に、行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせるよう習慣付けること。

(生徒指導・学校安全グループ)